

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
1月6日
(金曜日)

目次

○告示
生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課)……………一
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課)……………一
○公告
平成二十八年度山口県補正予算の要領の公表(財政課)……………二
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………七
大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出(商政課)……………七
大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………八
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………八



山口県告示第一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五條第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年一月六日

氏名	住居	術者	所	指定年月日
正岡スミ子	山口市泉町一〇番二六号	山口県知事	村岡 嗣政	平成二八、一一、一六
矢野 義夫	防府市大字牟礼四六三			〃 〃 〃 三〇

山口県告示第二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四條の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年一月六日

居宅介護事業者 氏名又は 住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称	所在地	事業の 種類	指定年月日
医療法人光恵 防府市今市町 二一番一五号	光山医院ヘル パーステー ション	防府市千日二 丁目一八番二 一号	訪問介 護	平成二八、 一二、一
〃	光山医院	〃	訪問看 護	〃
株式会社共同 周南市五月町 四番一三号	下松共同薬局	〃	〃	〃
株式会社ケ ーティー	宇部市東小羽 山町二丁目五 番一一号	〃	〃	〃
株式会社ア クロス	大島郡周防大 島町大字土居 七六四の四	〃	〃	〃
	さくら薬局	〃	〃	〃
	クローバー薬 局	〃	〃	〃
	山陽小野田市 赤崎二丁目一 〇番二号	〃	〃	〃
	中川六丁目六 六六二	〃	〃	〃

山口県告示第三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四條の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年一月六日

居宅介護支援事業者 名称 の所在地	居宅介護支援事業所 名称 所在地	指定年月日
医療法人光恵会 防府市今市町二 一番一五号	光山医院居宅介 護支援事業所 防府市千日二 丁目一八番二一 号	平成二八、 一二、一

山口県告示第四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年一月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所 の所在地	介護予防事業 名 称	介護予防事業 所 在 地	事業の 種 類	指定年月日
医療法人光恵会	防府市今市町二番一五号	光山医院ヘルパーステーション	防府市千日二丁目一八番二一	介護予防訪問	平成二八年、二二、一
〃	〃	光山医院	今市町二番一五号	介護予防訪問	〃
株式会社共同	周南市五月町四番一三号	下松共同薬局	下松市生野屋南一丁目一三番二号	介護予防居宅療養管理指導	〃
株式会社ケーティー	宇部市東小羽山町二丁目五番一一号	さくら薬局	山陽小野田市赤崎二丁目一〇番二号	〃	九、〃
株式会社アクロス	大島郡周防大島町大字土居七六四の四	クローバー薬局	中川六丁目六六六二	〃	一一、〃

(一)平成二十八年度山口県補正予算の要領の公表

平成二十八年十一月山口県議会定例会で議決された平成二十八年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

平成二十九年一月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

平成28年度山口県一般会計補正予算(第3号)

平成28年度山口県的一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)		(歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,127,373千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ721,997,518千円とする。)		2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。		(繰越明許費)		第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。		(地方債の補正)		第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。		第1表 歳入歳出予算補正		(単位 千円)	
歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
7分担保及び負担金		101,079		4,375,066		4,476,145											
1分担保		211		297,372		297,583											
2負担保		100,868		4,077,694		4,178,562											
9国庫支出金		3,534,670		87,166,983		90,701,653											
		121,997		35,747,413		35,869,410											
		3,356,136		49,031,340		52,387,476											
		56,537		2,388,230		2,444,767											
12繰入金		1,457		28,273,144		28,274,601											
		1,457		11,251,857		11,253,314											
13繰越金		1,140,099		277,210		1,417,309											
		1,140,099		277,210		1,417,309											
14諸収入		368		64,990,548		64,990,916											
		368		5,661,528		5,661,896											
15県債		1,349,700		91,607,400		92,957,100											
		1,349,700		91,607,400		92,957,100											
歳入	歳出	6,127,373		715,870,145		721,997,518											
歳入	歳出	6,127,373		715,870,145		721,997,518											
歳入	歳出	8,081		1,467,043		1,475,124											
歳入	歳出	8,081		1,467,043		1,475,124											
歳入	歳出	8,081		1,467,043		1,475,124											

2 総務費	1 総務管理費	343,026	31,438,640	31,781,666
	2 企画調整費	59,552	11,979,072	12,038,624
	3 徴収費	267,744	7,726,293	7,994,037
	4 市町村振興費	3,145	5,706,792	5,709,937
	5 選挙費	2,125	1,508,677	1,510,802
	6 防犯費	323	801,153	801,476
	7 統計調査費	3,261	2,926,333	2,929,594
	8 人事委員会費	4,602	467,714	472,316
	9 監査委員費	983	125,857	126,840
3 民生費	1 社会福祉費	1,291	196,749	198,040
	4 児童福祉費	341,710	90,998,106	91,339,816
	7 生活保護費	324,656	73,243,298	73,567,954
	1 公衆衛生費	16,052	16,526,621	16,542,673
	4 環境衛生費	1,002	1,160,500	1,161,502
	7 保健所費	285,439	23,122,253	23,407,692
	8 医薬費	10,228	7,500,888	7,511,116
	1 労働費	6,106	4,673,173	4,679,279
	2 職業能力開発費	3,235	2,230,067	2,233,302
	4 労働委員会費	265,870	6,928,078	7,193,948
4 衛生費	1 労働費	4,536	3,015,454	3,019,990
	2 職業能力開発費	1,605	967,434	969,039
	4 労働委員会費	2,182	1,587,200	1,589,382
5 労働費	1 労働費	749	117,672	118,421
	2 畜産費	1,662,311	39,707,027	41,369,338
	3 林地費	31,117	10,649,485	10,680,602
	4 水産費	1,132,506	594,865	1,727,371
	5 商業費	132,921	13,373,738	13,506,659
	6 観光費	198,263	7,527,202	7,725,465
	7 商工業費	167,504	7,561,737	7,729,241
	8 観光費	16,060	60,276,885	60,292,945
	9 観光費	9,574	2,272,845	2,282,419
	10 観光費	4,269	57,405,942	57,410,211
	11 観光費	2,217	598,098	600,315

8 土木費	1 管理費	2,149,349	81,138,296	83,287,645
	2 道路橋りょう費	30,619	7,270,722	7,301,341
	3 河川海岸費	1,059,356	33,091,865	34,151,221
	4 港湾費	711,396	22,608,052	23,319,448
	5 都市計画費	320,460	8,396,849	8,717,309
	6 住宅費	25,406	6,081,818	6,107,224
9 警察費	1 警察管理費	2,112	3,688,990	3,691,102
	2 警察管理費	239,455	38,545,147	38,784,602
	3 警察管理費	239,455	35,763,614	36,003,069
10 教育費	1 教育総務費	1,077,406	147,580,591	148,657,997
	2 小学校費	22,009	20,895,259	20,917,268
	3 中学校費	323,013	42,828,349	43,151,362
	4 高等学校費	197,077	27,322,943	27,520,020
	7 特別支援学校費	166,511	27,434,229	27,600,740
	8 社会教育費	324,268	14,345,828	14,670,096
	9 保健体育費	7,025	1,598,379	1,605,404
	11 学事費	1,583	761,988	763,571
	合計	35,920	9,065,083	9,101,003
歳出	合計	6,127,373	715,870,145	721,997,518

第2表 繰越明許費 (単位 千円)

款	項	事	項	金額
2 総務費	2 企画調整費	地域づくり推進費		225,000
3 民生費	/ 社会福祉費	地方改善施設整備費		95,698
6 農林水産業費	2 畜産費	広域畜産総合対策費		1,131,241
	3 農地費	経営体育成基盤整備事業費		1,353,050
		県営老朽ため池整備事業費		279,000
		地すべり対策事業費		349,600
		湛水防除事業費		63,500

4	林業費	造林推進事業費 一般治山事業費	182,500
5	水産業費	地域水産物供給基盤整備事業費 広域水産物供給基盤整備事業費 漁港漁場機能高度化事業費	70,668 64,499 1,304,999 93,759
2	道路橋りょう費	交通安全施設整備事業費 道路災害防除費 道路改良費	367,200 754,169 946,189
8	土木費	防衛施設周辺道路整備費 橋りょう補修費 広域河川改修費 河川情報基盤緊急整備事業費 周防高潮対策事業費 河川工作物関連応急対策事業費 高潮対策事業費 堰堤改良事業費 通帯砂防事業費 地すべり対策事業費 急傾斜地崩壊対策事業費 港湾改修費	80,000 1,152,417 1,312,000 103,000 275,000 145,000 27,200 150,320 288,000 100,000 154,300 335,021 14,700 25,712 118,790 431,479
5	都市計画費	都市計画街路整備事業費	431,479

10	教育費	7 特別支援学校費	6 住宅費	都市公園整備事業費 過疎地域下水道代行業業費 公営住宅建設費 施設整備費	201,524 222,503 100,800 242,476
合 計					12,761,314

第3表 地方債補正 (単位 千円) 変更

起債の目的	補		正		補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法
障害者自立支援対策事業	42,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	114,800	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	114,800	証書借入又は証券発行
地方改善施設整備事業	32,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	63,900	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	63,900	証書借入又は証券発行
児童福祉施設整備事業	53,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	57,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	57,000	証書借入又は証券発行
漁港漁場機能高度化事業	89,300	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	118,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	118,000	証書借入又は証券発行
広域水産物供給基盤整備事業(漁場)	25,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	51,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	51,000	証書借入又は証券発行
道路災害防除事業	865,200	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	915,100	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	915,100	証書借入又は証券発行
道路改良事業	2,577,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	2,708,900	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	2,708,900	証書借入又は証券発行
交通安全施設整備事業(道路管理者分)	2,074,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	2,146,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	2,146,000	証書借入又は証券発行
橋りょう補修事業	2,718,700	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	2,959,900	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	2,959,900	証書借入又は証券発行
広域河川改修事業	2,069,200	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	2,320,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	2,320,000	証書借入又は証券発行
河川情報基盤緊急整備事業	104,500	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	123,200	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	123,200	証書借入又は証券発行
周防高潮対策事業	313,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	368,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	368,000	証書借入又は証券発行
河川工作物関連応急対策事業	104,500	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	143,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	143,000	証書借入又は証券発行
堰堤改良事業	65,900	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	75,600	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	75,600	証書借入又は証券発行
港湾改修事業	557,600	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	557,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等返済	557,000	証書借入又は証券発行

港湾既存施設有効活用促進事業	17,000		264,600		
港湾環境整備事業	22,000		31,400		
都市計画街路整備事業	836,000		844,200		
特別支援学校施設整備事業	1,253,000		1,427,000		
計	1,393,900		1,528,600		

平成28年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)

平成28年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ433千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ541,067千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	款	項	補正額	補正前の額	計
5 繰入金	金	1 他会計繰入金	433	243,579	244,012
歳入	合	計	433	243,579	244,012
歳出	款	項	補正額	補正前の額	計
1 下関漁港地方卸売市場費	費	2 市場管理費	433	401,717	402,150
歳出	合	計	433	540,634	541,067
				平成28年度流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)	

平成28年度山口県の流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ58,534千円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ1,842,627千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入	款	項	補正額	補正前の額	計
1 分担金及び負担金	金	1 負担金	10,600	901,225	911,825
2 国庫支出金	金	2 国庫補助金	37,000	365,800	402,800
3 繰入金	金	1 他会計繰入金	334	181,556	181,890
5 果債	債	1 県債	10,600	334,800	345,400
歳入	合	計	58,534	1,784,093	1,842,627
歳出	款	項	補正額	補正前の額	計
1 流域下水道事業費	費	1 流域下水道費	58,534	1,784,093	1,842,627
歳出	合	計	58,534	1,784,093	1,842,627
				第2表 繰越明許費	

款	項	事	項	金額
/ 流域下水道事業費	/ 流域下水道費	流域下水道整備事業費		264,600

第3表 地方債補正 (単位 千円)
変更

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第2款	電気事業費用	3,238千円	1,504,396千円	1,507,634千円
	第1項 営業費用	3,238千円	1,380,876千円	1,384,114千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)				
第3条	予算第8条中「職員給与費468,905千円」を「職員給与費472,143千円」に改める。			

平成28年度工業用水道事業会計補正予算 (第1号)

(総則)

第1条 平成28年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成28年度工業用水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第2款	工業用水道事業費用	5,426千円	5,910,579千円	5,916,005千円
	第1項 営業費用	5,426千円	5,497,659千円	5,503,085千円
(資本的収入及び支出)				
第3条	予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,776,150千円は、過年度分損益勘定留保資金4,492,456千円及び当年度資本的収支調整額283,694千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,837,214千円は、過年度分損益勘定留保資金4,553,520千円及び当年度資本的収支調整額283,694千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。			
科	目	補正予定額	既決予定額	計
第3款	資本的収入	18,936千円	2,094,462千円	2,113,398千円
	第4項 資本剰余金	16,000千円	159,846千円	175,846千円
第6項	雑収入	2,936千円	434,615千円	437,551千円
	支	出		
科	目	補正予定額	既決予定額	計
第4款	資本的支出	80,000千円	6,870,612千円	6,950,612千円
	第2項 改良費	80,000千円	3,593,464千円	3,673,464千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
第4条 予算第9条中「職員給与費704,344千円」を「職員給与費709,770千円」に改める。

(二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十九年二月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年一月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人山口現代芸術研究所

代表者の氏名 藤川 哲

主たる事務所の所在地 山口市前町二番一一号

(三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十九年一月六日から同年五月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年一月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クロスモール下関長府

所在地 下関市長府才川一丁目四二一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号 常陰 均
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社西松屋チェーン	
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一	
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	大村 禎史	

四 届出年月日
 平成二十八年十二月十六日
 五 変更年月日
 平成二十八年十二月八日

(四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年八月十六日山口県公告(三四二)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成二十九年一月六日から同年二月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年一月六日
 山口県知事 村岡 嗣 政
 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク琴芝店
 所在地 宇部市西琴芝一丁目九一〇
 二 意見の概要
 特に配慮を求めらるる事項はない。

(五) 開発行為に関する工事の完了
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
 平成二十九年一月六日
 山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称
 下松市潮音町六丁目
 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 光市島田二丁目二三番一〇号
 株式会社ファノス